

ハラスメント相談内容申出書

作成日 [. . .]

| | | | | | |
|-------|--|----|--|----|--|
| 相談者氏名 | | 所属 | | 性別 | |
|-------|--|----|--|----|--|

| | | | | |
|----|------------------------|--|--|--|
| 身分 | 学部生・大学院生（修士・博士）・その他（ ） | | | |
|----|------------------------|--|--|--|

| | | | | |
|--------------|----|---------|--|--|
| 被害者とされる者との関係 | 本人 | 本人以外（ ） | | |
|--------------|----|---------|--|--|

今後の連絡方法（電話番号・メールアドレス等を記載してください）

本人以外の方が相談する場合

| | | | | | |
|-------------|--|----|--|----|--|
| 被害者とされる者の氏名 | | 所属 | | 性別 | |
|-------------|--|----|--|----|--|

| | | | | |
|----|------------------------------|--|--|--|
| 身分 | 学部生・大学院生（修士・博士）・教員・職員・その他（ ） | | | |
|----|------------------------------|--|--|--|

| | | | | | |
|-------------|--|----|--|----|--|
| 加害者とされる者の氏名 | | 所属 | | 性別 | |
|-------------|--|----|--|----|--|

| | | | | |
|----|------------------------------|--|--|--|
| 身分 | 学部生・大学院生（修士・博士）・教員・職員・その他（ ） | | | |
|----|------------------------------|--|--|--|

1. 当事者（被害者及び加害者とされる者）間の関係
・

2. どのようなハラスメントがありましたか。具体的にお書きください。
枠内に書き切れない場合は、別紙をつけることができます。

| | | | | | |
|------|----|----|-----------|--------------------------------------|--|
| 添付資料 | あり | なし | ハラスメントの類型 | セクハラ・パワハラ・アカハラ・アルハラ・エイハラ・マタハラ・その他（ ） | |
|------|----|----|-----------|--------------------------------------|--|

・

3. 対応についての希望

（複数選択可。具体的な内容があれば、選択肢の下のスペースにお書きください。）

- 問題解決のため協力してほしい
・
- 身を守る等のため、緊急の対応をしてほしい
・
- 環境を改善してほしい（指導教員の変更など）
・
- 事実を確認の上で、処分を含めた対応をしてほしい
・
- 自分の周囲からも話を聞いてほしい
・

4. その他、具体的に対応してもらいたいことがあればお書きください。

・

（裏面あり）

ハラスメント確認書

◇ 以下の方々と相談内容の情報共有を行うことについて、同意します。

- ・人事労務課（ハラスメント事務担当）
- ・学生課
- ・所属の学部事務長
- ・保健管理センター
- ・特別修学支援室
- ・学生相談室

◇ 大学で対応可能な選択肢のうち、○の対応を希望します。

- ・ハラスメントとして正式に訴えたい

→情報共有先 人事労務課、学生課、ハラスメント防止対策委員（各部局長、事務局長、学部選出委員）

- ・ハラスメントとして訴えず、部局内で解決して欲しい

→情報共有先 人事労務課、学生課、所属学部長、学部事務長、所属学科主任、保健管理センター、特別修学支援室、学生相談室

- ・何も対応する必要はないが、話だけ聞いて欲しい

→情報共有先 人事労務課、学生課、保健管理センター、特別修学支援室、学生相談室

してください。

<個人情報の取扱いについて>

相談員には相談者のプライバシーを守る義務が定められています。

したがって、相談があったことや相談の内容は、外に出ることはできません。

関係者に協力を求める等の対応策を進める際には、必ず相談者の了解を得て行います。

ただし、相談者や周囲の人に危険が及ぶ場合などは例外とします。

<ハラスメント相談員の役割について>

相談員は相談者から聞いた話をプライバシーを守りつつ、問題解決のために必要な部局に取り次ぐのみとなります。

ハラスメントとして申し立てる場合、相談員はハラスメント防止対策委員会、ハラスメント調査委員会には入りません。

日付 年 月 日

所属 学部／研究科

氏名